

年金記録確認大阪地方第三者委員会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成19年7月12日（木） 13時30分から16時
2. 場 所 大阪キャッスルホテル 7階「松・竹の間」
3. 出席者
(委員会) 石田委員、石谷委員、大西委員、角田委員、川口委員、塩委員、島川委員、早澤委員、佛性委員、山下委員
(近畿管区行政評価局) 鎌田局長、田所総務部長ほか
(大阪社会保険事務局) 遠山総務部長、恵美年金調整課長ほか
4. 議題
 - (1) 近畿管区行政評価局長あいさつ
 - (2) 委員長の選任
 - (3) 委員長あいさつ
 - (4) 委員の自己紹介
 - (5) 委員長代理の指名
 - (6) 委員会の所掌事務、権限等について
 - (7) 委員会運営規則の制定
 - (8) 審議の基本方針について
 - (9) 大阪社会保険事務局からのヒヤリング
 - (10) 委員会の開催スケジュール
5. 会議経過
 - (1) 委員の互選により、川口委員を委員長に選任した。
 - (2) 川口委員長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

年金記録確認の問題は、国民の関心も極めて高く、国民の目線から公平・公正な判断を下すことで一刻も早く国民の信頼を回復していくことが当委員会の使命。委員の皆様のご協力を得て、この職務を全うして参りたい。
 - (3) 事務室から委員会の所掌事務、権限について説明が行われた。

説明後、「第三者委員会と社会保険審査会との関係はどのようになるのか。」「あつせんに至らない事案についても判断理由を書くこととなるのか。」などの質疑があった。
 - (4) 委員会の運営について以下のように決定した。
 - ・ 委員長の指名により、島川委員が委員長代理に指名された。
 - ・ 委員会の運営規則が事務局から説明され、了承された。

この中で、本委員会に2つ以内の小委員会を置くことができることとされた。委員会又は小委員会の会議は、個人情報を多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。ただし、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会又は小委員会開催後、報道機関から求めがある場合は、委員長等がブリーフィングを行うこととした。

- 同様の理由から委員会での配布資料は原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。

(5) 事務室から平成19年7月10日に総務大臣決定された「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」の説明が行われた。

説明後、「年金記録問題検証委員会と本委員会との関係はどうなるのか。」「中央委員会と地方委員会との役割分担はどうなっているか。」などの質疑があった。

(6) 大阪社会保険事務局から、年金記録確認の手続などについて説明があった。

(7) 次回の委員会は、今後、社会保険事務局から転送される事案の状況をみながら、開催時期を決定することとされた。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成19年7月31日（火） 9時30分から11時50分
2. 場 所 大阪合同庁舎第4号館 3階 近畿厚生局会議室
3. 出席者
（委員会）川口委員長、島川委員長代理、石谷委員、大西委員、塩委員、早澤委員、
佛性委員、山下委員
（総務省）鎌田局長、田所総務部長、藤里事務室長ほか
4. 議題
 - (1) 年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議について
 - (2) 年金記録関係手続きについて
 - (3) 関連資料及び周辺事情のチェックリストについて
 - (4) 意見交換
5. 会議経過
 - (1) 川口委員長から全国委員長会議の結果の要点について説明。
 - (2) 大西委員及び石谷委員（いずれも社会保険労務士）から年金記録確認手続きについて、厚生年金の資格取得及び保険料徴収、国民年金の適用及び保険料納付などの事務手続きとその過程で生じ得る問題点について説明。
説明後、退職日と資格喪失日の関係、事業主の責に帰する事案の取扱いなどについて論議。
 - (3) 事務室から関連資料及び周辺事情のチェックリストについて説明。
 - (4) 事務室から大阪地方第三者委員会の要処理案件の状況について説明。
 - (5) 次回は、8月3日（金）午前9時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕